

令和3年度 山梨県農村環境保全向上対策検討委員会会議録

1 日時 令和3年10月20日(水) 午後1時30～3時15分

2 場所 恩賜林記念館 大会議室

3 出席者 14名

(委員) 猪俣委員、中山委員、新田委員、古屋委員、
堀川委員、室伏委員、渡辺委員 (五十音順)

(山梨県多面的機能推進協議会) 清水事務局長

(事務局) 農政部 : 三井次長

農村振興課 : 雨宮課長、熊王課長補佐、五味課長補佐、
淡路専門員、曾雌技師、内藤主事

4 傍聴者の数 0人

5 会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
- 4 その他
- 5 閉会

6 会議に付した事案の案件

- (1) 令和2年度多面的機能支払交付金の実施状況について
- (2) 多面的機能支払交付金の中間評価について (非公開)

7 議事の概要

(1) 令和2年度多面的機能支払交付金の実施状況について

(委員長)

議事に入りますが、まず事務局からご説明いただきましてそのあと、委員の皆様方のご意見を賜りたいと思います。

(事務局)

資料1に基づき説明。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。以上のご説明に対しまして、委員の皆様、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(委員)

資料1の14ページに示された今後の方針で、既存の活動組織同士を合併して組織の事務の効率化と組織体制の強化を図るとしてはいますが、どのような体制の組織になるのか具体的に教えていただきたいと思います。

(事務局)

「活動組織」と「広域活動組織」はそもそも別のものとして国の要綱要領に規定されているため、具体的には広域活動組織を作ることとなります。広域活動組織では、複数の地域をまとめた大きな運営母体の下に、従来の地域ごとの活動組織がぶら下がるようなイメージになります。

(委員)

広域活動組織では、それぞれの地域間でコミュニケーションをとる必要があると思いますが、そのような役目を担うのはどのような方なのでしょうか？

(事務局)

県内には広域活動組織は今のところありませんが、県内でも広い地域で一つの活動組織を作って活動している地域では、やはり先ほど述べたように活動組織の中に複数の地区の組織を内包して運営しているようです。その活動組織では区長などの地区ごとの代表者が自分の地区の意見をまとめて活動組織全体の会議や総会で話し合うという仕組みをとっているとのこと。

(委員)

例えば集落営農組織を基礎にする場合は、一つの作物を生産しており、共通の目標があるので地域としてのまとまりを作りやすいという面はあると考えられます。しかし、山梨県の場合は、そのような共通の目標を編み出す上で誰かの支援が必要である場合が多いと思われませんが、そのような役割は誰が担うのでしょうか。

(事務局)

何らかの共通項は、このような取り組みを推進するにあたり、欠かすことができません。共通項を見出すにあたり、例えば旧市町村程度の範囲の中で、主に果樹を栽培している集落同士、あるいは野菜と果樹を複合的に栽培している集落同士が3~4集落程度集まるといったことが想定できるかと思われます。また、水田が中心の集落と畑地が中心の集落のように共通項があまりない集落同士ですと、圃場の管理の方法も異なりますし、水路の管理の比重なども異なってくるなど、連携する上で相性があまりよくないのではないかと思います。

そして、地域同士の結びつきを作るのは誰か、という問いに対してですが、小さな活動組織では事務を行うマンパワーがすでに不足しており、組織の合併などを考えているところも出てきています。そのようなところでは、それぞれの地区の区長が中心となり、市町村の職員が音頭を取って調整を行うといった方法で連携を進めているという事例もあります。

(委員)

そのような方が自然に発生するとは考えにくいので、広域化や合併のきっかけづくりも含めて行政側が仕掛けるということも必要だと思います。例えば公民館活動に取り組んでいる地域であれば、それをベースにするなどといった方法もあるので、農政部のみならず、様々な行政部門が連携していく必要があるのではないのでしょうか。

(委員長)

他の委員の皆様はいかがでしょう。

(委員)

資料1の14ページ「その他意見」についてです。農業者以外の地域全体の役に立つような活動ができていない、というのがありますが、例えばどのようなことですか。

(事務局)

例えば農地や農業者のみが利用する農道の保全といった活動は、非農業者が利益を享受していると感じにくいと考えられますが、集落内の一般交通に広く利用されている農道や、集落の環境に関わる水路の保全、地域活動としての祭り、花を植栽するなど

の地域の美化というような、非農業者もメリットを感じやすい活動がまだできていないという現状があるのではないかと思います。

(委員長)

山梨県ではなく、近隣都県の事例ではありますが、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金を活用して秋の収穫祭を実施している地区があります。収穫祭では豚汁を作って非農業者や外国人実習生にも配っていて好評を得ているとのこと。このような裾野の広い効果を見出せるような活動、他にも地域の伝統の祭りを守るといようなことにも活用できるのであれば、似たようなことは検討できるのではないかと思います。ただし、その地区の場合は、地域に立地する企業の協力もあって行っている行事だそうなので、一般的な活動組織と同列に比較はできないことですが、山梨県は山梨県で独自色を出せればよいのではないかと思います。何かヒントがあれば今でなくてもよいので教えてもらえるとありがたいです。

(委員)

中山間地だけのことに限ってしまうと狭められてしまうので、何かうまく進めていくというのが難しいのですね。わかりました。

(委員長)

他の皆様はいかがでしょう。

(委員)

本交付金の維持・拡大のための課題として、書類の数が煩雑、大変という意見が依然としてあります。私がこの委員会に参加させていただいて以来、課題として出続けている話ですが、事務局からの説明で事務処理を行う人材の育成をされているということをお聞かせいただいています。そこで、具体的にどのような取組をされているのか、ということをお聞きさせていただきたいです。

(事務局)

書類の書き方の難しさという面に関しては、国の様式に合わせる必要があるのですが、県独自で書類自体を簡単にすることは難しい面があります。そのような状況の中どのような取組をしているかということですが、4ページが一番下に記載のある抽出検査では、県の担当職員が、組織の方に書類を見せていただき、直接やり取りしながら書類の作成をフォローしています。また、毎年度の早い時期に提出を求めている実績報告等の記載にあたっては、各市町村の担当職員の方にフォローいただいています。基本的には一対一で対応していく場面が多いというのが現状です。

(委員長)

昔はこのような書類を記載するのも、寄合などでみんなが知恵を出し合って、今後の集落をどうしようかなどと考えながら、ということ想定していたのですが、今は手続きをどのようにするかという議論になってしまっているようです。そのエネルギーをもう少し、広域連携に使うということもあるかもしれません。抽出検査等の際のフォローというのは今後どうなっていくのかと注目しています。

それではここでいったん区切りまして、次の議題に移りたいと思います。

(以下非公開)